

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和7年5月1日 至 令和8年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 山口整形外科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 山口県下関市彦島江の浦町1-5-24

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成 元 年 3 月 29 日

- (4) 設立登記年月日 平成 1 年 4 月 21 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可 病床数
診療所	医療法人社団 山口整形外科	3510113982 /	下関市彦島江の浦町 1-5-24	0

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 6 月 19 日 令和6年度決算の決定

令和 8 年 4 月 30 日 令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 山口整形外科

※医療法人整理番号

所在地 下関市彦島江の浦町1-5-24

財 産 目 録
(令和8年4月30日現在)

1. 資 産 額	141,851 千円
2. 負 債 額	116,877 千円
3. 純 資 産 額	24,974 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	72,953
B 固 定 資 産	68,898
C 資 産 合 計 (A+B)	141,851
D 負 債 合 計	116,877
E 純 資 産 (C-D)	24,974

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団 山口整形外科

※医療法人整理番号

所在地 下関市彦島江の浦町 1 - 5 - 2 4

貸 借 対 照 表
(令和8年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	72,953	I 流 動 負 債	39,667
II 固 定 資 産	68,898	II 固 定 負 債	77,210
1 有 形 固 定 資 産	60,610		
2 無 形 固 定 資 産	295	負 債 合 計	116,877
3 そ の 他 の 資 産	7,993	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	7,252
		II 積 立 金	17,722
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	24,974
資 産 合 計	141,851	負 債 ・ 純 資 産 合 計	141,851

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人社団 山口整形外科

※医療法人整理番号

所在地 下関市彦島江の浦町1-5-24

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 5月 1日 至 令和 8年 4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	141,315
2 事業費用	114,572
本来業務事業利益	26,743
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	26,743
II 事業外収益	2,267
III 事業外費用	891
経常利益	28,119
IV 特別利益	
V 特別損失	228
税引前当期純利益	27,891
法人税等	
当期純利益	27,891

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人社団 山口整形外科
所在地 下関市彦島江の浦町1-5-24

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 山口整形外科
理事長 齋 木 正 彦 殿

私は、医療法人社団 山口整形外科の令和7会計年度/(令和7年5月1日から令和8年4月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年 6月 11日
医療法人社団 山口整形外科

監事 河村 洋行